

別海町議会会議録

第3号(令和6年12月13日)

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告
- (1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)
- (2) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号)
- 日程第 3 各議案の討論・採決
- (1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)
- (2) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号)
- (3) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(町長提出議案第76号)
- (4) 別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第77号)
- (5) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第78号)
- (6) 別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第79号)
- (7) 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正

- する条例の制定について
(町長提出議案第80号)
- (8) 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第81号)
- (9) 工事請負契約の締結について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)
(町長提出議案第82号)
- (10) 工事請負契約の締結について(中西別上風連線改良舗装工事)
(町長提出議案第83号)
- (11) 工事請負契約の締結について(新源泉井掘削工事)
(町長提出議案第84号)
- (12) 公の施設に係る指定管理者の指定について(地域会館及び福祉施設)
(町長提出議案第85号)
- (13) 公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町営畜牛育成牧場)
(町長提出議案第86号)
- (14) 公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町交流館)
(町長提出議案第87号)
- (15) 公の施設に係る指定管理者の指定について(尾岱沼ふれあいキャンプ場)
(町長提出議案第88号)
- (16) 公の施設に係る指定管理者の指定について(尾岱沼漁港コミュニティセンター)
(町長提出議案第89号)
- (17) 公の施設に係る指定管理者の指定について(野付半島ネイチャーセンター)
(町長提出議案第90号)
- (18) 第7次別海町総合計画の変更について
(町長提出議案第91号)
- (19) 別海町教育委員会委員の任命について
(町長提出同意第2号)

日程第 4 発議第10号 別海町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)

(2) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号)

日程第 3

各議案の討論・採決

(1) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)

(2) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号)

(3) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(町長提出議案第76号)

(4) 別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第77号)

(5) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第78号)

(6) 別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第79号)

(7) 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第80号)

(8) 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第81号)

(9) 工事請負契約の締結について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)

(町長提出議案第82号)

(10) 工事請負契約の締結について(中西別上風連線改良舗装工事)

(町長提出議案第83号)

(11) 工事請負契約の締結について(新源泉井掘削工事)

- (町長提出議案第84号)
- (12) 公の施設に係る指定管理者の指定について (地域会館及び福祉施設)
- (町長提出議案第85号)
- (13) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町営畜牛育成牧場)
- (町長提出議案第86号)
- (14) 公の施設に係る指定管理者の指定について (別海町交流館)
- (町長提出議案第87号)
- (15) 公の施設に係る指定管理者の指定について (尾岱沼ふれあいキャンプ場)
- (町長提出議案第88号)
- (16) 公の施設に係る指定管理者の指定について (尾岱沼漁港コミュニティセンター)
- (町長提出議案第89号)
- (17) 公の施設に係る指定管理者の指定について (野付半島ネイチャーセンター)
- (町長提出議案第90号)
- (18) 第7次別海町総合計画の変更について (町長提出議案第91号)
- (19) 別海町教育委員会委員の任命について (町長提出同意第2号)

日程第 4 発議第10号 別海町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員 (16名)

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	総務部長	伊藤輝幸
福祉部長	干場みゆき	保健生活部長	小川信明

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから5日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
12番松原議員。
○12番（松原政勝君） はい。
○議長（西原 浩君） 13番中村議員。
○13番（中村忠士君） はい。
○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。
○14番（佐藤初雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
本年、第3回定例会において、予算決算審査特別委員会に付託し審査されました令和5年度別海町各会計決算認定の8件につきましては、全員をもって構成した予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。
次に、令和6年度各会計補正予算についてです。
ここでお諮りします。
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました議案第69号から議案第75号までの各会計補正予算7件につきましては、全員をもって構成した予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

◎日程第3 各議案の討論・採決

○議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論、採決を行います。

令和5年度各会計決算認定の採決に入る前にお諮りします。

本件は、全議員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度各会計決算認定の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和5年度各会計決算認定の採決に入ります。

初めに、認定第1号令和5年度別海町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号令和5年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和5年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和5年度町立別海病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。
次に、認定第7号令和5年度別海町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。
本決算を認定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。
次に、認定第8号令和5年度別海町下水道等事業会計決算認定についてを採決いたします。
本決算を認定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。
令和6年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全議員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、令和6年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。
それでは、令和6年度各会計補正予算の採決に入ります。
初めに、議案第69号令和6年度別海町一般会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。
議案第70号令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。
議案第71号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。
議案第72号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。
議案第73号令和6年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号令和6年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

議案第75号令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

議案第76号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

議案第77号別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議案第78号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

○13番(中村忠士君) はい。

○議長(西原 浩君) それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番(中村忠士君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 13番中村議員。

○13番(中村忠士君) はい。

それでは、議案第78号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改定案では、1世帯当たりの国保税が低所得世帯で5万円以上引上げの28万2,000円に、中間層世帯で、14万円以上引上げの78万2,000円に、影響最大世帯で18万円以上引上げの102万6,000円となり、いずれも年取の、実に12%から14%の負担となります。

別海町の国保税は2023年、令和5年度にも引き上げられました。

それを加えると、低所得世帯で6万円、中間層世帯で24万円、影響最大世帯で30万円が、この3年の間に増えるということになります。

あまりにも急激な増額です。

2020年を基準とする物価指数は、前回引上げ時の2023年で104%、このときにも、町民は物価高騰に悩まされていました。

しかし、今回はそれをはるかに上回る物価高騰の中にあります。

今年10月時点での2020年比物価指数は109%で、この1年半に5%上昇しています。

とりわけ食料品は10%も上昇し、不況下での物価高騰に多くの町民が苦しめられているのが現状です。

私の質問に対し、町当局は、これまで基金を取崩しながらやってきたが、基金も底をつき、このままでは、国保運営ができなくなると答弁しています。

確かに、自治体国保の運営は、どこも大きな困難を抱えています。

その根本原因は、自治体国保に対する国庫負担の削減、抑制を政府が続けてきたことにあります。

さらに、国庫負担を減らすことを狙いとして、政府は、国保料、税率の都道府県一律化を強行しました。

自治体の工夫も努力も無視され、半ば強制的に国保税引上げが進むことになりました。

ここを変えなければならないということは、私も町当局もほぼ一致した認識ではないかと思いますが、それにしても、あまりにも急激な負担増を国保加入の町民に課す、今回の改定案の問題は大き過ぎます。

私は、令和5年の改定時も反対討論をし、最悪のタイミングでの国保税引上げだと申し上げました。

今回は、行き先の見えない物価高騰の中での、より最悪のタイミングでの国保税引上げと言わなければなりません。

町行政が持つあらゆる知恵と創意を駆使して、町民の負担を軽減すべきだということを申し上げて、議案第78号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対討論とします。

○議長（西原 浩君） それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 賛成の立場から討論に参加いたします。

本町の国民健康保険は、これまでの町の進める保健活動や、町民の健康維持の意識が高く、また、医療負担が少なかったことから、他町村に比べて低い保険税率で行われてきました。

また不足については、基金の中から補填されて運営をされてきました。

今回、平成27年度の国保法改正により、平成30年度から都道府県の国保の財政運営の主体となり、また、国保事業運営についても、都道府県が中心的な役割を担う仕組みとなったことにより、本町も、北海道国民健康保険運営方針に基づき、令和12年度までの全道統一保険料に向けた取組が求められています。

今回、町側から提出された、国保税改正案では、担当職員からも説明がありましたが、本町の国保制度の今後の運営維持及び財政の確保のため、また、北海道国民健康保険運営方針に基づく、令和12年度全道統一保険料・保険税率に向けた段階的な保険税改定が必要との説明がありました。

予算決算委員会の回答の中で、令和3年度末までであった3億円あった基金残高が、12月の補正時点では、約6,700万円まで減少している状況です。

一般会計からの国保への赤字補填を目的とした繰入れが、国の指導により禁止されていることや、令和12年の全道統一保険料までに、現在の本町の保険税率を引き上げる必要がある状況です。何よりも、基金残額の減少により、従来の運営に支障を来すと憂慮される状況にあります。

この状況のままでは、来年度の国保運営に支障が生じ、これまで行ってきた国保サービスに影響が生じる恐れがあること、町側でも何とか全道統一保険料率に向けた段階的な改正を行うことにより、個人者負担を抑えてきた様子も伺いましたが、現在、調整可能な基金残高も少なく、今後の運営を継続するため、今回の改定案を提出したものと考えます。

また、今回改正を行わなかったとしても、令和12年度の統一保険税率までには、北海道が提示する率まで引き上げなければならず、そのときの引上げ幅は、今回提案しているよりもさらに大きくなるのではないかと考えます。

以上のことから、今後の本町の国民健康保険制度の運営維持のため、今回の値上げは必要な措置と考え、本案に賛成いたします。

○議長（西原 浩君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西原 浩君） お座りください。

起立多数であります。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

議案第79号別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第81号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

議案第82号工事請負契約の締結について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号工事請負契約の締結について(中西別上風連線改良舗装工事)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号工事請負契約の締結について(新源泉井掘削工事)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議案第85号公の施設に係る指定管理者の指定について(地域会館及び福祉施設)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議案第86号公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町営畜牛育成牧場)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議案第87号公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町交流館)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議案第88号公の施設に係る指定管理者の指定について(尾岱沼ふれあいキャンプ場)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 89 号公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼漁港コミュニティセンター）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 90 号公の施設に係る指定管理者の指定について（野付半島ネイチャーセンター）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 91 号第 7 次別海町総合計画の変更についての討論に入ります。

討論ありませんか。

○13 番（中村忠士君） はい。

○11 番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○13 番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13 番中村議員。

○13 番（中村忠士君） はい。

それでは、議案第 91 号第 7 次別海町総合計画の変更について、反対の立場で討論いたします。

第 7 次総合計画の見直しに当たって、町民アンケートなど町民の声を広く聞き取り、よりよい総合計画にしようとする町当局が努力されたことに対しては、深く敬意を表します。

これまで記述のなかった先住民族としてのアイヌの存在が明記されるなど、重要な改善点も見られ、また、SDGs との関連性を持たせ、地球環境問題で焦点の課題となっているゼロカーボンの推進について言及するなど、全体として、時代の課題に沿ったいい仕上がりになっていると思います。

しかし、ただ1点、自衛隊との共生という項が、突然入ってきたということは、大きな違和感を持つということも申し上げなければなりません。

問題だと思ふ点を2点申し上げます。

まず、1点目は、町側の説明として、厳しい国際情勢が挙げられています。

しかし、厳しい国際情勢は、7次総合計画が立てられた時点にもあり、それは基本的には変わっていません。

中間年の見直し時に、突然入れる根拠とはなりません。

変わったのは、自衛隊の性質です。

2022年12月、安保3文書が閣議決定され、敵基地攻撃能力の保有が可能となりました。

これによって、2015年の安保関連法案で描かれていた、それまで憲法上許されないと言われていた集団的自衛権行使の枠組みが完成したと言われています。

つまり、名目上は、国土防衛のための実力組織だった自衛隊が、米軍の指揮下で、日本の領域・領空を超えて、敵基地並びにそれに関連する都市機能、インフラを軍事攻撃、破壊する軍事組織、しかも米軍の一部組織にその性質を変えたということです。

こうした経緯による自衛隊の変容について、町当局は、研究分析した上で、自衛隊との共生を項目として入れたのかという私の質問に、町として研究分析はしていない。必要ない。という趣旨の答弁がありました。

大変残念な答弁です。

国会での論戦は、報道されています。

正確な記録も公になっているわけですので、各論を把握・分析することはできます。

政府の言うことをうのみにしないという姿勢・態度をとることもできます。

少なくとも、そうした態度表明はしていただきたかったと思います。

2点目は、町が盛んに大規模災害と関連づけて、自衛隊との共生に根拠を持たせようとしていることです。

自衛隊法に規定されている自衛隊の主たる任務に、災害派遣は入っておらず、従たる任務に位置づけられています。

つまり、災害対応を過度に自衛隊に依存することは、法律上できないということです。

そういう位置づけ、関連性になっていることを十分理解して、記述しているとは思えない答弁でした。

これも大変残念なことです。

全体としていい仕上がりになっている7次計の変更ですが、自衛隊との共生に関し、これまで申し上げてきたことから、賛成はできないということを申し上げて、反対討論とします。

○議長（西原 浩君） はい、それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） 議案第91号第7次別海町総合計画の変更について賛成の立場から、討論をいたします。

第7次別海町総合計画の変更については、別海町議会基本条例第27条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、総務文教常任委員会の所管事務調査として、令和5年7月26日から令和6年11月13日までの7回にわたり、継続調査をまいりました。

令和6年9月6日には、議会の課題共有会議で、策定の経過報告を受け、令和6年9月26日付で、議会としての意見を町長に提出をいたしております。

その意見の中には、基本計画に自衛隊との共生を追加したことは大変意義があり、自衛隊との共存、共栄の進展に取り組むことを、施策の体系の中に位置づけたことは評価できるとしております。

一方、策定部局では、長期間にわたり、検討会議、検討委員会、提言チームでの見直し原案の検討を重ね、さらには、51団体へのヒアリングの調査、まちづくりアンケートの調査を実施しております。

令和6年10月15日から11月13日まで、町ホームページのほか、公共施設16か所で、パブリックコメントを実施した上で、原案の決定をしたものであります。

したがって、提案の第7次別海町総合計画の変更については、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた、まち・ひと・しごと創成戦略と、総合計画を一体化し、令和7年度から令和10年度までの期間で、本町におけるまちづくりの方向性を示す重要な計画であり、これに基づき、町民の参加、協働のもと、行政一体となり、持続可能な発展を目指していく指針であることを申し述べまして、私の賛成討論といたします。

議員各位の賢明なる御判断をお願いいたします。

以上であります。

○議長（西原 浩君） ほかに討論ありますか。

○11番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） まず、原案に反対者の発言を許します。反対者いますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） それでは次に原案賛成者の発言を許します。

○11番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番今西議員。

○11番（今西和雄君） 私は91号議案、賛成の立場で一議員として発言させていただきます。

施策の体系の中の基本目標の6に、自衛隊との共生を盛り込んだことは非常に意義あることだと認識しております。

自衛隊との関わりは、この別海町が今日まで至ってきた中で、大変重要な役割を果たしてきていると私は認識しております。

そういう意味で、これからの7次計画を施行するに当たっても、その共生の体系は、ぜひとも必要になってくると思っております。

そういう意味で、その点についても、賛成の立場でいます。

もう1点は、序論に別海町1879年に行政区として動き出して、ちょうどこの7次計が終わるときに、開基150年を迎えるに至ります。

そういう意味では、この節々に今まで積み重ねてきた別海町の150年の歴史を基に、7次計が計画され、執行されようという面が多々あらゆる面に見えております。

そういう意味で、そのことをしっかり受け止めながら、これからの町行政の発展に、この7次計に基づいて取り組んでいただきたい。

以上、申し上げまして、議案第91号賛成討論とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） はい、それでは、ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、討論を終わります。
これから採決いたします。
本件については、起立により採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（西原 浩君） はい、起立多数であります。
お座りください。
したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。
同意第2号別海町教育委員会委員の任命についての討論に入ります。
討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。
これから採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第4 発議第10号

○議長（西原 浩君） 日程第4 発議第10号別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
内容について説明を求めます。

○9番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番小椋議員。

○9番（小椋哲也君） 別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに替え拘禁刑が創設されることに伴い、本条例の改正が必要となるものです。

それでは、提案内容を御説明いたします。

発議第10号別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年12月13日、別海町議会議長西原浩殿。

提出者、別海町議会議員、小椋哲也。

賛成者、同、今西和雄、同、戸田憲悦、同、佐藤初雄、同、外山浩司。

なお、改正文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後です。

下線部が改正箇所、懲役という用語を拘禁刑に改めようとするものです。

2ページを御覧ください。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、刑法等の一部を改正する法律の施行日と同

様、令和7年6月1日から施行するものです。

第2項は経過措置を定めるもので、「この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、発議第10号の内容説明を終わります。

御審議の上、速やかに御決定賜り賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第4回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時41分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、5日間にわたり、慎重な御審議をいただき、全ての提出議案につきまして御決定を賜りました。

御意見は多々ありましたけれども、心より御礼を申し上げます。

また、今定例会では、令和5年度の各会計決算につきましても、全て認定をいただきました。

適正な事業処理、事務処理をしたということを認めていただいたことに感謝を申し上げます。

9月の定例会以降、予算決算審査特別委員会で慎重な御審議をいただきました。

田村委員長をはじめ委員の皆様方、本当にありがとうございます。

令和6年度につきましても、5年度の実績を踏まえ、しっかりとした行政運営をしていきたいと、改めて決意をしているところでございます。

それではここで、3点ほど御報告を申し上げます。

まず1点目は、尾岱沼診療所と西春別診療所の体制でございます。

尾岱沼診療所の佐藤医師が、一身上の都合によるという理由で、今年度をもって退職したい旨の意向をお示しになりまして、慰留に努めてまいりましたが、意向を受理することといたしました。

佐藤医師は、平成16年4月に尾岱沼診療所所長として着任され、約20年間にわたり、地域の医療福祉に御尽力をされてこられました。

令和7年3月での退職を希望されておりますが、後任が決定するまでは、尾岱沼診療所での勤務を続けていただきますよう、現在、佐藤医師と協議を行っている次第でございます。

後任の医師確保については、西村院長をはじめ、常勤医師と関係の深い医療関係者の方々に対しまして、勤務可能な医者について紹介をしてくださるような依頼をするとともに、医師確保支援機構及び民間の医師採用支援事業者等を通じまして、今、医師の募集を行っているところでございます。

今後においても、全力を挙げて、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、西春別駅前診療所の後任の医者についてでございますけれども、各関係機関に依頼をしまして、医師募集をいたしましたところ、公益財団法人北海道地域医療振興財団、ここから応募の連絡がありまして、11月末に御本人が来町され、面談と診療所の見学もされております。

医師の詳細につきましては、まだ勤務先での都合もありますし、現在、情報を申し上げることはできませんけれども、古畑医師が来年8月に退職を予定していることから、9月には着任をいただくことで、今のところ内諾をいただいているところでございます。

2点目は、根室北部廃棄物処理広域連合におけます、ごみ処理施設の整備方針についてでございます。

平成19年の稼働開始から17年間を経まして、根室北部廃棄物処理広域連合のごみ処理施設につきましては、今後の整備方針を立てなければならないという状況で、新設や、また、施設延命化、幾つかの案がありまして、これらを検討しておりました。

各町とも相談をしていたところですが、このたび、現在の流動床式ガス化溶融炉、これから、流動床式焼却炉方式に変更するとした上で、延命化を図る案で、それぞれの4町の合意を得ているところでございます。

今後においては、効率的かつ経済的な施設づくりを目指しまして、どのような経費がかかっていくかということをごできるだけ詳細に検討し、改めてはっきりした段階で、議会のほうへも報告したいと考えております。

次に3点目は、ふるさと交流館についてでございます。

9月に、全町民を対象としました、町の観光に関するアンケートを実施し、1,114件の回答をいただきました。

様々なお声を、町内の皆様方から寄せていただき、感謝を申し上げます。

その回答の中には、町内に宿泊施設が不足しているという意見が、大変多くいただいております。

また、インバウンドの需要予測によりまして、道内全般で宿泊施設の建設が続いておりまして、本町近郊でも、宿泊施設を核としたまちづくりが計画をされております。

今後、交流人口の増加が期待される中、宿泊施設の不足は喫緊の課題であると考えております。

このことから、今回、お寄せいただきました声も参考にした上で、総合的に判断をした結果、ふるさと交流館の宿泊部門や、レストラン部門の再開に向けて、準備検討を進めたいと考えております。

今申し上げた以外にも、野球チームが本町で発足するというようなことで、年間20試合ぐらいの予定を計画されてるというようなこともありまして、選手は、ここへ来て試合をした後、うちに泊まる施設がないということは、うちとしても大変残念なことですし、経済効果も薄いというようなことも考えまして、やはり今、別海町において、宿泊施設が必要であると、そんなふうなことを考えて、今、検討をしております。

また、ふるさと交流館周辺一帯につきましては、現在、地域活性化拠点再生構想、これを作成しているところですが、交流館の整備についても、作成した構想を基に、しっかり進めていきたいと考えております。

また、本日議決をいただきました総合計画の見直しに当たりまして、ランドデザインや市街地活性化に取り組むことを計画をいたしました。

ふるさと交流館周辺に限らず、町内のそのほかの拠点についても、活性化に向けた再生構想を順次検討していかなければならないと考えております。

まずは、ふるさと交流館周辺を町の拠点として再生し、周辺一帯での誘客や経済活動を活性化させることによって、地域全体の持続的な経済循環、これを目指していきたいと考えております。

現在、来年度予算の編成作業に入っているところですが、今後、議員各位におかれましても、本件に対しまして、御意見等がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと願っております。

最後に、今後の予定について申し上げます。

既に御案内を差し上げておりますけれども、週明けの16日、月曜日、午後1時30分から令和6年度の別海町表彰式を挙行いたします。

また、年明けの1月5日、日曜日、正午から、町主催によります新年恒例会を生涯学習センターみなくるを会場に開催する予定でございます。

当日は10時から別海消防団の出初め式も予定しておりますので、御理解、御出席をできれば、よろしくお願い申し上げます。

なお、この先の議会の招集予定についてでございますけれども、人事院勧告に基づく職員の給与改定等に関わる関係条例の改正や、低所得者向け給付金に伴う補正予算等について、臨時議会を1月の下旬に招集をさせていただきたいと考えております。

日程等詳細が決まりましたら、改めて御案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

雪が降りまして、寒さも大変厳しくなりましたが、議員の皆様方におかれましてはどうか御自愛の上、御家族おそろいで健やかに新年を迎えられますよう御祈念を申し上げ、また、この1年間、町政運営に対する御理解と御協力に対しまして感謝を申し上げまして、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） それでは議員各位に申し上げます。

御案内のとおり、この後、議員間討議を委員会室で11時から行いますので、御参集願います。

それでは、皆様、大変御苦勞さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員